

今月のトピックス

和歌山の台所から 記念祭!!

～市場まつり～



11月21日(日) 和歌山市中央卸売市場において、「市場まつり」が開催されました。

このまつりは、市民に安心・安全・新鮮な食品を提供する市民の台所としての市場の役割をPRしようと、和歌山市青果仲卸業協同組合や和歌山市中央卸売市場水産物仲卸業協同組合、和歌山水産物商業協同組合が中心となり、和歌山市中央卸売市場開設30周年記念イベントとして実施しました。

青果コーナーでは、威勢の良い掛け声とともに市価より3～4割安く果物や野菜などが売られ、買い物客が詰め掛けていました。

また、鮮魚コーナーでは、生きたままのタイやヒラメなどが店頭に並び、こちらも大盛況でした。

和歌山市青果仲卸業協同組合の森本理事長に話を聞くと、「今回普段より安く提供することで、市場を知らない消費者に市場全体を知ってもらおうと実施しましたが、市場がこれほど活気で溢れているのも久しぶりではないか」と話されていました。

当日はその他、マグロの解体や千人分のケーキカット、歌手の嘉門達夫さんらによるコンサートなどイベントが目白押しで、市場内は約5万人の多数の家族連れで大いに賑わっていました。



和歌山市青果仲卸業協同組合
TEL 073-432-0560
和歌山市中央卸売市場
水産物仲卸業協同組合
TEL 073-432-2810
和歌山水産物商業協同組合
TEL 073-433-2658

第56回中小企業団体全国大会開催

～ 今、変革の時...組織の力で挑戦！～

平成16年11月11日（木）コンベンションセンター“朱鷺メッセ”（新潟市）において第56回中小企業団体全国大会が開催されました。

この度の新潟県中越地震の被災という事態を乗り越えながらの本大会実施となりました。

全国から約4,100人が参加のもと、変革の時代にあって尚挑戦し続ける中小企業の組織力を実感した大会となりました。

次回第57回大会は、札幌市で開催される予定です。

大会決議

1

景気対策の実施と中小企業対策・中小企業連携組織対策の充実・強化

景気回復が及んでいない地域や中小企業を活性化させるため、適時・適切な景気対策を実施すること。

我が国中小企業が経営革新や新事業展開に果敢に取り組んでいけるよう、中小企業対策予算の大幅増額など中小企業対策全体を拡充すること。

特に、中小企業連携組織対策は、中小企業が事業協同組合等の連携組織に結集して経営革新、新事業展開や産学官連携等による研究開発・新製品開発及び創業を推進することを全面的に支援するものであることから、中小企業対策の重要な柱としての位置付けを強化するとともに、同対策の実施を担う中小企業団体中央会の指導體制の整備や中小企業組合制度の改善等を行うこと。

2

中小企業経営革新等総合支援法（仮称）による組合等連携組織の支援強化

期限の到来する中小企業創造活動促進法に加え、中小企業経営革新支援法及び新事業創出促進法の3法を統合するとともに、複数の中小企業の連携を支援する新法の制定が検討されているが、これを早期に制定すること。

また、この「新連携」が中小企業に広く利用されるようにするとともに、必要に応じ、中小企業の中核的な連携



組織である事業協同組合や創業に適した企業組合等の中小企業連携組織に育つよう支援すること。

1. 「新連携」の対象については、個別企業のみならず、組合・NPO・大学等幅広くとらえるとともに、多くの中小企業が参加できるようわかりやすい支援施策とすること。
2. 金融・税制上の助成については、現行以上の強力な支援措置を講じること。
3. 現行の中小企業経営革新支援法の「経営基盤強化計画」については、現在4業種のみしか指定されていないことにかんがみ、希望する業種については指定が可能となるよう、業種指定の要件を大幅に緩和すること。
4. 「新連携」の促進を図るため、連携組織の専門支援機関である中小企業団体中央会の一層の活用を図ること。

3

中小企業金融対策の充実

長期にわたりデフレ不況に苦しんでいる中小企業を金融面から支援するため、担保・個人保証に依存した金融機関の融資慣行の見直し、信用補完制度の強化、政府系中小企業金融機関の機能の維持・強化など中小企業金融対策を充実すること。

1. 金融機関のこれまでの担保・保証に依存した融資慣行並びに貸金債務についての個人保証制度を抜本的に見直すこと。
2. 「中小企業信用保険準備基金」、「信用保証協会基金補助金」、「経営安定関連保証等対策費補助金」を増額し、信用補完制度を強化すること。
3. 政府系中小企業金融機関の民営化・統廃合は行わず、その機能を将来も維持・強化すること。
4. 高度化資金貸付制度について、貸付条件の緩和、貸付手続の簡素化、既往借入の返済条件緩和、既往借入の金利負担軽減を図ること。
5. 中小企業倒産防止共済制度について、最高掛金（共済金の貸付限度額）の引上げ、貸付手続の簡素化・期間短縮を図ること。

4

景気に配慮した税制の見直しと中小企業関係税制の充実・強化

中小企業を取り巻く厳しい経営環境に配慮し、消費税の引上げの議論は当面行わないこと。
また、法人事業税の外形標準課税の課税対象は拡大しないこと。

中小企業組合及び中小企業の経営基盤強化と積極的な事業展開を促進するため、税負担の軽減と中小企業関係税制の充実・強化を図ること。

5

中小企業の円滑な事業承継を可能とする税制の確立

中小企業が後継者に円滑に事業を継承させることができるよう、事業承継税制を充実すること。



6 信用組合に対する支援の充実

地域・中小企業金融において重要な役割を果たしている信用組合が、相互扶助による協同組合組織の金融機関として、その機能を一層有効に果たすことができるよう必要な措置を講じること。



7 まちづくり3法の抜本の見直しと中小商業・物流業・サービス業振興対策の強化

まちづくり3法の運用実態を検証し、意図された機能が十分発揮されるよう抜本的・総合的な見直しを行うこと。また、商店街をはじめとする中心市街地の活性化、個店の振興対策を強力に進めること。

物流を担う中小卸売業、運輸業について、流通構造の変化に対応するための支援を拡充強化すること。また、ビジネス支援、国民生活の豊かさに寄与する中小サービス業の総合的な支援策を講じること。

8 中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大

国及び地方公共団体は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(官公需法)に基づき、中小企業者並びに官公需適格組合への官公需発注の増大に努めること。

また、中小企業者の受注機会の増大を図るため、より一層の官公需施策の充実・強化を図るとともに、中小企業向け官公需施策の適切な運用を図ること。

9 中小企業に配慮した労働政策、教育政策の展開

若年者の失業率が上昇し、定職を持たないフリーター・無業者が急増している現状にかんがみ、若年者対策として、職業観や勤労観を育てるキャリア教育の充実、中小企業とふれあう実践的な教育の実施、日本版デュアルシステムの導入促進、就業対策の強化を図ること。

また、労働基準法制の見直しに当たっては、中小企業の規制強化にならないよう、中小企業の実態を十分踏まえて検討を行うこと。

最低賃金制度は、産業別最低賃金の廃止や地域別最低賃金の改定のあり方を含め、抜本的な見直しを行うこと。

さらに、事業主団体を活用した実効性のある少子化対策の実施、雇用保険3事業や各種助成金制度の抜本的な見直しなどを行うこと。

10 社会保障制度改革に関わる企業負担の抑制

社会保障制度の見直しに当たっては、労使折半である厚生年金保険、医療保険、介護保険、雇用保険の適用対象の拡大や保険料率の引上げによって、熾烈な競争の中でぎりぎり頑張っている中小企業の活力の維持・発展を阻害することがないように十分に留意すること。

11 環境・リサイクル対策支援の拡充

国及び地方公共団体は、中小企業及び協同組合等中小企業連携組織が今日のかつ社会的課題である環境問題に取り組むため、逼迫しつつある最終処分場を始めとする廃棄物処理場を設置・確保するとともに、廃棄物処理や3R（リデュース・リユース・リサイクル）のために必要な設備導入・技術開発等のシステム構築に対して、予算・金融・税制等の各種支援策を講じること。

また、環境法令及び条例の制定・改正や法定外目的税の新設又は変更に当たっては、関係中小企業者に十分配慮すること。

12 不当廉売の防止及び下請取引の適正化等公正な取引の推進

中小企業者に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法や消費者の適正な商品選択を妨げる不当表示、過大な景品提供行為に対し、国は、監視・監督機能を拡充強化し、迅速かつ的確に対処すること。

また、親事業者の優越的地位の濫用等により下請事業者が不当な不利益を受けることのないよう、下請関連法等の運用体制を強化するとともに、親事業者への指導・監督機能を充実すること。

建設業についても、元請・下請関係の適正化を図るため、実効ある指導を行うこと。

13 組合等を中心としたIT対応支援策の強化

中小企業が経営革新を推進し、経営基盤の強化を図るためにはITの活用は不可欠であるにも拘わらず、利活用が進む大企業との格差は一層の拡大を見せている。このため、中小企業における情報担当者の育成、組合等が行う電子商取引システム開発等への支援を拡充するとともに、行政の電子化に伴う中小企業者の対応支援のほか、ネット犯罪の頻発等にかんがみ、セキュリティ対策の一層の強化を図ること。

第56回全国大会組合功労者表彰 ～おめでとうございます～



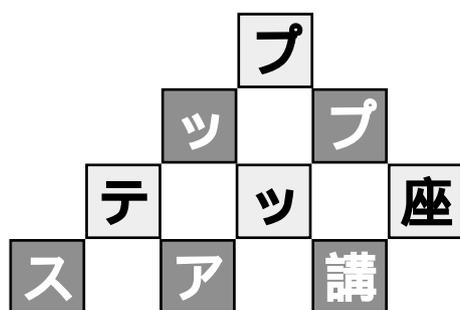
和歌山県遊技業協同組合
理事長 藤田 昌之氏



那智勝浦シール協同組合
理事長 久司 博嗣氏

知っておこう

PART



これまで2回にわたって、知的財産権の概要と近年の知財重視の動きについて説明してきました。最終回では、有用な最新情報を紹介するとともに、中小企業における知的財産戦略についてお話しします。

知っておこう最新知財情報

・職務発明制度の改正

来年（平成17年）4月1日から新たな職務発明制度が施行されることになっています。

職務発明制度を簡単に言うと、従業者等が業務に関連してなした発明（これを「職務発明」といいます。）については、従業者等に所定の対価を支払うことで、企業等が特許出願することができるというものです。発明をするのは、法人ではなく自然人（人間）ですから、特許出願をする権利（特許を受ける権利といえます。）は発明をした人（従業者等）に帰属します。企業は、その権利を譲り受けて特許出願をするので、その権利を譲り受けることの対価を従業者等に支払いますというわけです。

その対価をどれくらいにするかなどは、契約や勤務規則などで各社が自由に定めることになっていますが、使用者側と従業者側という立場の相違から不合理な対価になってしまうことがあり、近年、会社と従業者との間で争いが起きるようになりました。青色発光ダイオードを発明された中村修二氏が提起した訴訟などがその例です。中村氏の勤務先であった日亜化学工業に対して、中村氏に200億円を支払うことを命じる判決（東京地裁）は、新聞紙上を大いに賑わせたので、ご存知の方も多いと思います。

このような紛争が多発したこともあり、職務発明制度の在り方について議論が繰り返された結果、新たな職務発明制度が施行されることになりました。この改正では、対価の決定手続に不合理な点はないか、不合理である場合には、その発明により使用者等が受ける利益の額や従業者の処遇等を考慮して定めなければならないと明文化されました。

このような改正がありますので、自社ではどのように定めていたかを見直されてはいかがでしょうか。なお、特許庁のホームページ（www.jpo.go.jp）では、「新職務発明制度における手続事例集」を公表しています。どのような手続を経て対価を決定すればよいか参考になるとと思います。

・様々な支援制度

日本のほとんどの企業は、中小企業です。中小企業の知財活動の活性化を促すことが「知財立国」を果たす上でも重要です。そのため、特許庁と中小企業庁は、中小・ベンチャー企業向けに知財関連の支援政策を展開しています。

支援政策として、例えば、審査請求料や特許料の減免などがあります。優遇を受けられる条件が定められていますので、特許庁ホームページで確認したり、弁理士に尋ねたりしてみるとよいでしょう。

また、中小企業に対する支援政策を展開する地方公共団体も出てきました。例えば、大阪府では、府内の中小企業等に外国へ特許出願する際の費用を助成する制度がありました。

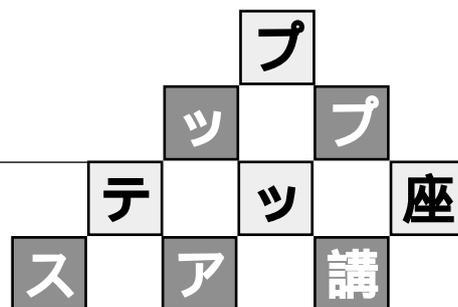
さらに、日本弁理士会の付属機関である知的財産支援センターなどのように、中小企業への知財関連の支援を行なっている団体もあります。

・実用新案制度の改正

実用新案法の改正があり、来年（平成17年）4月1日から施行される予定です。新実用新案法では、実用新案権の有効期間は、出願日から10年になります（来年4月1日以降に出願したものに限りません）。

知的財産権

岩永特許事務所 弁理士 渥 美 元 幸



また、実用新案登録された後に特許出願へ変更する制度も新たに導入されます。前々回で説明したように、実用新案権は無審査で登録されるので早期に権利化を図ることができますが、特許権は審査を経なければならぬので、早期権利化が難しいという問題がありま

す。この制度が導入されたことにより、早期に実用新案権を取っておき、商品の売れ具合などの動向を見て特許出願に変更することができるようになります。

このような改正により、実用新案制度の利用度の向上が期待されています。

経営に「知財戦略」という概念を

これまで説明してきたように、わが国では知的財産に対する意識が高まっており、知財を意識することなく商売をすることは、これまで以上に危険になっているといえます。知らないうちに他社の知的財産権を侵害しているかもしれない、突然警告書が送り付けられたりするかもしれないからです。

また、せっかく苦労して開発した商品でも、その商品について権利を取っていないことを他社に知られ真似されてしまうということもありえます。

今や企業経営にも「知財戦略」という概念が必要になっているといえます。

・「知財戦略」とは

「知財戦略」というと、大掛かりな計画のように聞こえますが、いかなる企業においても、企業経営について何らかの計画を立案されているはずで、例えば、「どの顧客層をターゲットにするか」というのは、「マーケティング戦略」の1つといえます。「今年の売上は、昨年比20%増を目指す」という場合でも、どのようにすれば目標を達成できるかを戦略的に考えて実行します。

「知財戦略」には、例えば「特許を10件出願する」という数的なものもありますが、新しい技術を用いた製品について、その技術を網羅的に囲い込めるように特許出願をするといったものもあります。逆に、出願をすれば公開されるので、製造工程などのノウハウは出願しないでおく（ブラックボックス化）といったことも考えられます。

・まずは「知財」を意識することが重要

といっても、ほとんどの大企業が「知財戦略」を立案しているのに対し、「知財戦略」を立案している中小企業数は、一部のベンチャー企業などを除き、まだ少ない感があります。「知財戦略」の立案は専門性が必要で、大企業では全社的な知財戦略を立案する知的財産部などの専門部署が設けられているのに対し、中小企業では弁理士等の専門家に相談するしかないということもありますが、「知財」に対する意識を持つ中小企業の数でさえ少ないのではないのでしょうか。

しかし、「知財」に対する意識を持ち始めた中小企業も確実に増えつつあります。新商品を売り出す前に、他社の権利を侵害していないかを綿密に調査し、問題になりそうなものがあれば予めライセンス交渉をするといった会社もあります。

早くから「知財」を意識して「知財戦略」を実行してきたキャノンは、ここ数年で急激な成長をしています。知財重視の時代を迎えて生き残っていくためには、早い段階で「知財」に対する意識を持つことが重要といえるのではないのでしょうか。

先にも述べたように、日本のほとんどの企業が中小企業ということを考えると、真の「知財立国」の実現には、一部の大企業だけではなく中小企業への知財意識の浸透が必要だと思います。このステップアップ講座が皆さんの知財意識を持つ発端になれば幸いです。

施策情報

年齢指針に沿ってみんなが納得する募集・採用を 年齢にかかわらず 均等な機会を

労働者の募集、採用にあたっては、労働者の年齢を理由として、募集・採用の対象から排除しないようにしましょう。厚生労働省

事業主のみなさまへ

労働市場には、多くの経験豊かな中高年齢者がいらっしゃいます。年齢で一律に判断してしまうことをやめれば、こうした方々の中に、貴社にあった、素晴らしい人材がきっと見つかるはずです。ハローワークを利用される場合以外も含め、労働者を募集・採用しようとするとき、一度、立ち止まって考えてみてください。本当に、今設けようとしている年齢制限は必要でしょうか。みなさまの決断が、会社を活かし、社会を変え、多くの中高年齢者に生き甲斐と生活の安定をもたらします。

例えば、以下のQ & Aを参考にこれからの募集・採用を考えてみて下さい。
(以下のQは事業主の皆様から寄せられた声を基にしています。)

Q・中高年齢者では最新技術についていけるか？

A 最新技術はその前提となる技術の積み上げの上に成り立っています。最新技術の基礎となる技術を習得していればできる仕事もあり、中高年齢者にはかなりの技術を習得している人もいます。業務上必要な技術を労働者の募集時に明確にして、それを採用の条件とするようにしてください。

Q・中高年齢者で新しい発想ができるか？

A 発想力などは大きな個人差があるものです。積み重ねた経験からしか生まれぬ発想も多いものです。個々の労働者の方の個性をみるようにしてください。

「ノーマイカーデー運動」参加事業所 募集！

自動車の急速な普及と交通基盤の整備は、本県産業の発展や県民生活の向上に多大な貢献をしてきた反面、公共交通機関の衰退、排気ガスによる地球温暖化及び交通渋滞といった問題を引き起こしています。和歌山県ノーマイカーデー運動推進協議会では、これらの問題を解決するため、自家用車による通勤を見直し、公共交通機関や自転車等への転換を促すノーマイカーデー運動を推進しています。

各事業所におかれましては、本運動の趣旨をご理解いただき奮って参加いただきますようよろしくお願いいたします。

問 い 合 わ せ 先

和歌山県ノーマイカーデー運動推進協議会事務局 (和歌山県企画部計画局総合交通政策課)

Tel 0 7 3 - 4 4 1 - 2 3 4 4

-Q . 中高年齢者は頑固、協調性がないなど扱いにくいのではないか？

A 個性は人様々で、年齢にかかわらず多様な人がいます。中高年齢者の方が社会経験を積んでいて社会性・協調性があるという声もあり、年齢等の属性によって一律に判断できるものではありません。面接によって個々の労働者の方を見て判断していただくことが重要です。

Q . 職務内容が厳しく中高年齢者では遂行が難しいのではないか？

A どういった職務内容であるか、「毎月 時間の深夜作業あり」、「3交代制」、「時間の立ち仕事」、「kgの荷運び」など、求職者の方にわかるように、できるだけ詳細に職務内容、労働条件を記載するようにしてください。その上で応募した方に職務内容を適切に遂行する体力など能力があるか見てください。

Q . 中高年齢者への賃金は高くなければならないのではないか？

A 希望賃金額は、人によって異なります。賃金額が高くなくとも職務の内容ややりがいといった観点から応募のチャンス我希望する労働者もいらっしゃいます。高い賃金を払えないから高年齢者を募集・採用しないのではなく、幅広くチャンスを与えるようお願いします。

労働者の募集・採用に際し年齢にかかわらず均等な機会を与えるよう努めていただくことが重要です。ハローワークでは、職務遂行能力の高い人材を確保するための求人募集の仕方、その他人材確保についてのご相談、ご検討のお手伝いなどを行っております。お気軽にご相談ください。

求職者のみなさまへ

今回の制度改正を機会に求職者のみなさまも、面接等の際には、ご自身の技能・経験等、求められる職務ができることを、是非、積極的にアピールしてください。

ハローワークの受け付けた求人の場合、やむを得ず年齢制限を設ける場合もその理由が求人票に明示されるようになっていきます。これを参考にしつつ、少しくらいの年齢オーバーでも自分に合うと思うところにはチャレンジしてみてもいいでしょうか。

ハローワークでは、申し込まれている求人について、求職者のみなさまの相談を受け、年齢条件に当てはまらない場合であっても、個別の求人企業に連絡し、面接を受けることができるようお願いすることもできます。是非、窓口までご相談ください。

お問い合わせ：和歌山労働局職業安定課 TEL073-421-6150

ノーマイカーデー運動Q & A

Q1 . (参加) 事業所とは？ A1 . 和歌山市内にあるすべての事業所（営業所、事務所、工場、商店、病院等）です。

Q2 . 実施日は？ A2 . 月1回以上。各事業所が自由に都合の良い日を設定して下さい。

【参考】

参加事業所	実施日
和歌山市内の国の機関（10機関）	毎月20日
和歌山県本庁及び和歌山市内出先機関	〃
和歌山県教育委員会本庁及び和歌山市内県立学校	〃
和歌山県警察本部	〃
和歌山市本庁及び出先機関	毎月第2水曜日
和歌山市教育委員会（小中学校を含む）	〃

Q3 . 参加は強制なの？ A3 . 職員等の自主的な取組として協力をお願いするもので、強制ではありません。

秋の褒章

平成16年秋、全国各界の様々な分野で顕著な業績を挙げられ、貢献された栄えある褒章の受章者が発表されました。

和歌山県中央会関係で、藍綬褒章は、元和歌山県石油商業組合理事長の片桐正邇氏が受章されました。

おめでとうございます。



片桐正邇氏

和歌山県中央会では、下記日程で「和歌山くみあい祭り」を開催し、専門家集団である組合の重要性と組合員である中小企業の魅力や特色をご覧頂くと共にプロの知恵やノウハウを体感して頂きます。

「和歌山くみあい祭り」開催のお知らせ

開催日：平成17年3月12日（土）、13日（日）の2日間

10：00～16：30（13日は16：00迄）

会場：和歌山市紀三井寺856

（財）和歌山地域地場産業振興センター1F展示場

内容：○組合及び組合員企業の製品・商品等の展示、販売

○組成果事例等のDVD放映

○伝統工芸、専門技術を紹介する実演・体験コーナー

○その他：組合制度に関する相談、年金等の無料相談コーナー

出展申込締切り 平成16年12月15日まで

問い合わせ先 和歌山県中央会 連携支援部支援第1課（増井、寺本）

TEL 073-431-0852

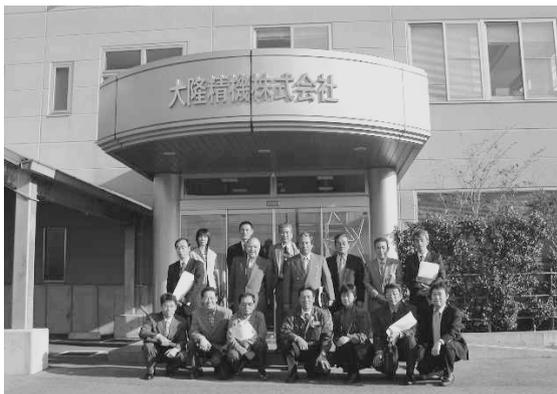
中央会だより

先進企業視察！徳島へ

大隆精機(株)～65歳継続雇用達成事業～

10月27日(水)、本事業実施の一環として徳島県阿南市の精密機械メーカー、大隆精機株式会社を視察。

当社は、平成15年度の高年齢者雇用開発コンテストで奨励賞を受賞しており、年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けて、ハード(設備)、ソフト(教育訓練・健康管理)両面にわたって改善を行っ



ている企業です。

代表の山田隆治氏より、企業の生い立ちから高齢者雇用の実例による組織づくりまでスライドによって詳細に説明を頂きました。

“生涯現役の高年齢者雇用”に前向きに取り組んでおられる企業を、参加者一同熱心に視察を行いました。

活性化情報編集委員会議開催

11月12日(金)アパローム紀の国において本年度上半期の活性化情報編集委員会議を開催しました。

当誌「中央会わかやま」の編集とより良い誌面づくりのために、編集委員の方々から活発なご意見を頂きました。

これからも「中央会わかやま」は、会員の皆様への充実した誌面提供を目指します。



会員だより

今回の「会員だより」では、11月13日(土)、14日(日)の両日、海南市で開催された三つのイベントと11月20日(土)、21日(日)「和歌山ビッグ愛」でのレザーフェスティバルをご紹介します。

地場産業組合から発進する元気なパワーと日々の努力が多彩なイベントとして結集しました。

紀州漆器まつり



川端通りは、終日大勢の人で賑わいました。

漆器のまち海南市黒江、川端通り周辺では、第16回目となる“紀州漆器まつり”が開催されました。

室町時代に始まったとされる紀州漆器は、「匠の技」を現代に伝承する生活の「美」。

様々な美しい漆器の数々がところ狭しと並べられた

和歌山県漆器商工業協同組合
紀州漆器伝統産業会館
TEL073-482-0322

海南家具まつり

海南市立総合体育館では、家具商品が一堂に展示・即売される“第10回家具まつり”が！

ヴァリエーションに富んだ制作家具の数々が安く提供されるとあって、こちらでも多くの来場者で賑わいました。



海南家具商工業協同組合
TEL073-482-4363



家庭用品まつり

今回の地場産業まつりに新たに参入したのは、初登場「家庭用品まつり」です。

海南の家庭用品（水回り商品）は、全国の75%を占めるといわれるビッグなシェアを誇り、従来のたわしや箒、ブラシ以外にも各企業では斬新な新商品の開発に力を注いでいます。

これまでは、県外で商社・小売業者対象の見本市などを行ってききましたが、今回のように一般を対象とした県内イベントの開催は初めて。

海南市保健福祉センターを会場にオープニングセレモニーの後、12社の家庭用品企業がそれぞれの看板商品を展示即売しました。



海南特産
家庭用品協同組合
TEL073-483-6070



和歌山レザーフェスティバル2004

和歌山市手平の「和歌山ビッグ愛」大ホールでは、20日、21日の両日、今年で10回目を迎えるレザーフェスティバルが開催されました。

和歌山独自のオリジナル皮革製品が多数展示即売され、バッグ、靴、ベルトなど天然皮革製品の風合いを求めて大勢が来場！

又、チャリティオークションやマジックショー、世界の皮革を使った楽器の演奏会など多彩な催しが目白押しで、恒例のレザーフェスティバルとして定着した2日間のイベントは大いに賑わいました。



和歌山県製革事業協同組合
TEL073-422-7073



ようこそ “味彩” わかやまへ!!!

～ 和歌山県飲食業生活衛生同業組合 ～

プロフィール

昭和43年12月、環衛組合として設立以来30有余年にわたって着実な歩み
を続け、創立30周年には組合員2,450人を擁する大組織となっております。
昨今の厳しい環境下においても、苦境の荒波に流されることなく、組合員一
同頑張り合って活性化策に取り組んでいるところです。



牧野理事長

業界近況（現在の活動状況）について

零細な組合員の多くが休廃業の苦境に直面していますが、この仕事を天職として志した者
同士、共に励まし合いながら、元気を取り戻すために“魅力と活力ある組合づくり”の理念の
もと、積極的な活動を展開しています。



組合PR

依然として厳しい時、世界遺産登録を機に
“新規のお客様こそ大切に”を基本として、訪れ
る観光客の接遇を重点に親切丁寧を心掛け、も
う一度行ってみたいと言って頂ける「愛される
組合づくり」を目指しています。

イベント事業等特筆すべきこと

毎年2月には、地元の
名物や吟味された食材
をふんだんに使った郷
土料理展を開催してい
ます。第10回目の開
催は来年2月23日、J
R和歌山駅地下の「わかちか広場」で
予定しており、多数のご来場を期待し
ています。



組合所在地 和歌山市小松原通
1丁目3番地の5

T E L 073-423-2132
F A X 073-436-1510
U R L <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/insyoku/>
E - m a i l wainsd@abelia.ocn.ne.jp
設立年月日 昭和43年12月
組合員数 1,943名

シニアパワーの活用

～65歳まで働ける社会をめざして～



本会では、経験豊かな高齢者の方が意欲と能力がある限り積極的に働けることを目的とした「65歳継続雇用達成事業」に取り組んでいます。

60歳代の経験豊かな人材を活用することで、今後不足が予想される人材を確保することができ、また事業所にとって大切な技能継承のチャンスも増えることとなります。

そのためにも、高齢者が希望すれば継続して働ける環境を今から整えておく必要があります。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の概要

(1)定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による 高年齢者の安定した雇用の確保

定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主について、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならないこととする。

ただし、継続雇用制度の対象となる高年齢者に関する基準を労使協定により定めるときは、希望者全員を対象としない制度も可能とする。

なお、施行より政令で定める日までの間（当面大企業は3年間、中小企業は5年間）は、

労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。

高年齢者雇用確保措置に係る年齢（65歳）については、平成25年度までに段階的に引き上げる。

平成18年4月～平成19年3月	62歳
平成19年4月～平成22年3月	63歳
平成22年4月～平成25年3月	64歳
平成25年4月～	65歳

全国先進組合事例

岐阜県

世界四八カ国 B to B による輸出拡大策の実践

土岐輸出陶磁器完成協同組合

所在地 〒509-5132
土岐市泉町大富261番地の9
電話番号 0572-54-2168
FAX番号 0572-54-2169
組合員数 14人
出資金 242万円
設立 昭和27年2月

地区 土岐市泉町、土岐津肥田町
主な業種 輸出陶磁器製造加工及び販売業
組織形態 同業種同志型組合
組合専従者 1人
専従理事 -
URL <http://www.chuokai-gifu.or.jp/tokikan>

組合員全員が組合事業への参加意欲を取戻し、ITを活用した輸出再生事業に取り組んだことにより、48カ国200件の情報収集に成功。今後の販路拡大、業界再興が期待される

背景と目的

当組合は、設立以来、陶磁器関連の貿易拡大と共に、順調に発展、陶磁器輸出は、70年代にピークを迎え、組合員も62名となった。ところがその後、陶磁器業界における貿易事情は、アジア諸国の台頭や国内商社の陶磁器輸出からの撤退等により衰退し、組合は規模をピーク時の4分の1程度までに縮小した。また、組合の従来業務であった輸出手続や商品検査の仕事も、昨今の規制緩和などにより、事業の縮小を余儀なくされていた。それと同時に、組合員も組合事業への参加意欲をなくし、組合活動は低調になっていた。

取り組みの内容

組合は共同販売事業において、新しい取り組みを始めることとした。まず、パソコンを購入するとともに、会議・研修室を改築し、組合員が自由にパソコンが使える環境を整えた。そして、パソコンやインターネットの技術講習会を開き、組合員にITに親しんでもらうとともに、補助事業で作成した組合のホームページを活用し、海外販路拡大の取り組みを理解してもらうことにした。こうした活動により、組合員の参加意識は高まり、全組合員が賛同するまでになっている。平成14年度には補助事業で、海外バイヤー向けBtoBサイトに組合員商品を掲載し、その引き合い数やアクセス者の調査を実施した。その結果、48カ国から約200件の引き合いがあり、BtoBサイトや組合ホームページに十分な利用価値があることが分かった。また、商社を通さず輸出業務を行うため、商談にも対応できる外国語の専門家やホームページを管理するIT技術者など、知識や経験が豊富な専門家スタッフも確保している。現在、情報収集した約200件のバイヤーに対し、メールマガジンを月1回発信し、商談を進めている。

成果

今後は安全な取引を基本とし、細かなルール整備を徹底することにより、共同販売事業は再生に向かうと思われる。また、海外バイヤーのニーズにあった商品「新和陶」(輸出向け和陶器)の企画制作を進め、海外市場での業界の地位を確立していく。



組合ホームページ

三重県

新酵母開発による低アルコール酒商品化への取組み 三重県酒造協同組合連合会

所在地 〒514-0007
津市大谷町141番地の4

電話番号 059-226-2297

FAX番号 059-226-5631

組合員数 53人

出資金 112万円

設立 昭和25年4月

地区 三重県

主な業種 酒類製造業

組織形態 同業種網羅型組合

組合専従者 5人

専従理事 1人

URL <http://mie-sake.or.jp/>

日本酒離れが進む中、若者と女性という従来あまりターゲットとしてこなかった層に対応した低アルコール酒を商品化しようと新酵母開発に意欲的に取組む

背景と目的

県産の酒出荷量は、昭和48年に比べ68.8%減少し、平成9年には8,629klとなっていた。また、県内の酒類消費量に占める県産酒の割合は、30.4%に止まっていた。このようなことから、県産酒の県内消費に占める割合を高めるとともに、清酒の消費層の拡大と新しい消費者を掘り起こす新たな酒を開発する必要があった。そこで、製品の多様化・高品質化、女性・若者市場の開拓及び清酒需要の通年化などに対応した個性的な地酒を造り出すこととした。

取り組みの内容

消費者ニーズ調査、先進事例調査など市場調査を実施した結果、新酵母を使い、「爽やか、さっぱりとした」、「果実酒のように飲みやすい」低アルコール酒を開発することを決め、それに適した酵母の開発を行うこととした。そして平成14年12月、アルコール分は少ないが、果物のような香りがして、酸味のある清酒ができる新しい酵母の開発に成功した。この酵母については、連携先の三重県工業技術総合研究所で特許出願を行っており、既に3社が新酵母による試験醸造を行い、15年8月に試飲を行うまでになっている。

成果

所属員全体に低アルコール酒など新商品への開発意欲が高まり、近年中に、新タイプのお酒が続々と誕生することが予想される。



開発した低アルコール酒を含む新酒の品評会



低アルコール酒

所在地 〒799-2408
北条市大浦119番地

電話番号 089-911-7700

FAX番号 089-911-7711

組合員数 119人

出資金 716万円

設立 平成15年3月

地区 北条市

主な業種 小売業、飲食業

組織形態 共同店舗組合

組合専従者 3人

専従理事 -

URL <http://www11.ocn.ne.jp/fuwari/>

平成15年3月「道の駅」風和里がオープン、同時に運営母体として組合が組織された。地元の小規模事業者で結成された組合は、厳しい地元経済の再生に向けて立ち上がった

背景と目的

平成15年3月、夏場には海水浴客で賑わう大浦の地に「道の駅」風和里がオープンした。当施設は、大型店の出店、県都松山市への消費流出の影響により、地元小規模事業者が壊滅的な経営状況に陥っているため、その打開策として組合を設立し運営することとなった。

取り組みの内容

開業以降、幾多の課題は残しつつも予想外の来客数に恵まれ、順調に売上を伸ばしている。特に、当施設の目玉である「青空市場」は、地元農家・漁家から採れたての安全で新鮮な野菜や生きたままの鯛・はまち・さば・めばるを生簞に入れ販売し、高い人気を博している。これが相乗効果をもたらし、地元等企業間連携を通じて開発したオリジナル特産品「ちりめんせんべい」や「ふわりのパン」も好調な売行きを示している。

成果

今後も、引き続き農水産品や特産品を中心に販売していくが、地元産にこだわっていることが、結果として時期や天候の関係で消費者に安定供給できないという問題がある。そこで、従来の「生産者の視点」ではなく、消費者を見据えた「販売者の視点」で商品の需給調整、収益管理、品質管理を向上させる必要がある。そのため、組合員への経営管理等を中心とした教育・研修事業を実施する予定である。また、次のステップとして、「癒しの空間」という観点から、来場者にとって快適に過ごせる場を提供することを目指し、施設の環境管理（樹木の植樹・清掃）等を徹底していく。リピーターが着実に増えつつある中で、「儲かる道の駅」として存在していくためにも、組合員のより一層の資質向上と連携が必要となっている。



道の駅「風和里」



労使がお手伝いします。

地域の就職支援活動

平成16年10月1日より「無料職業紹介所」開設
事業者の方の求人登録をお待ちしています。詳しくは支援機構まで

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

構成団体

連合和歌山
商工会連合会

経営者協会
中小企業団体中央会

商工会議所連合会

〒640-8227 和歌山市西汀丁26 (県経済センター4F)

TEL.073-402-2111 FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.waroushi.jp>

情報連絡員調査

10月分

DI (ディフュージョンインデックス) 値

DI 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

DI 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

DI 値 > 0 ... 景気上向き

DI 値 = 0 ... 景気横ばい

DI 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

5ポイント悪化

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業種	項目	売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	→	↓	↓	↓
	繊維同製品	↓	↓	→	↓
	木材木製品	↓	↓	↓	↓
	印刷	↓	↓	↓	↓
	化学ゴム	→	↓	→	→
	窯業土石製品	→	↓	→	↓
	鉄鋼金属	↑	↑	↑	↑
	その他	→	↓	↓	↓
非製造業	卸売業	↑	→	↓	→
	小売業	→	↓	↓	↓
	商店街	↓	↓	↓	↓
	サービス業	↓	↓	↓	↓
	建設業	↓	↓	↓	↓
	運輸業	↑	↓	→	↓
DI 値		-10.0	-50.0	-37.5	-50.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

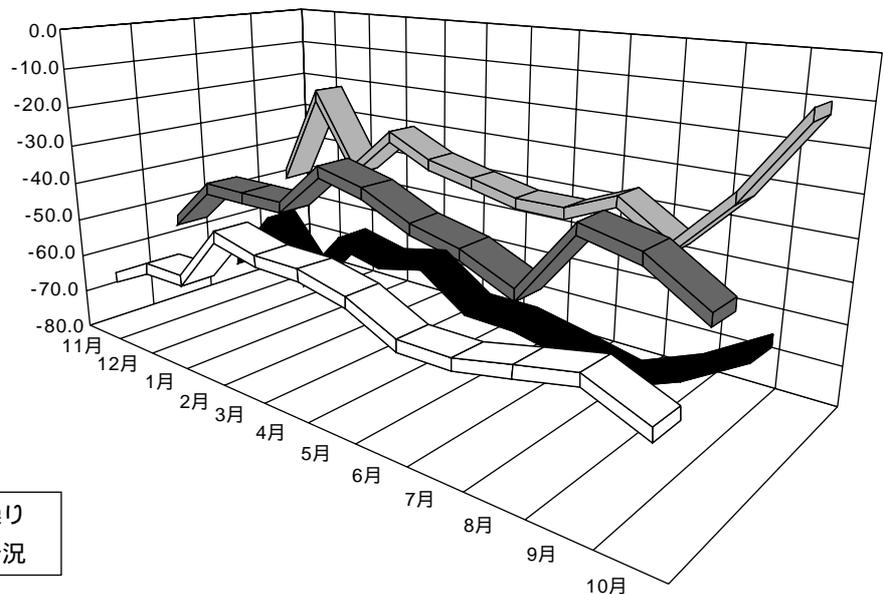
総評

前年同月比における「業界景況」判断指数(DI値:景気動向指数)は、マイナス50.0ポイントであり、同9月調査と比べて5ポイント悪化した。

同9月調査と比べ、「売上高」は17.5ポイント改善、「収益状況」は7.5ポイント改善、「資金繰り」は7.5ポイント悪化した。

10月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は14名、「悪化」との回答は23名で、「好転」との回答は3名であった。

年間DI値 (前年同月比) の推移



■ 売上高 ■ 資金繰り
■ 収益状況 □ 業界景況

● 製造業 ●

食 料 品	新潟県中越地震の被災地へ、救援物資として紀州梅干（100g～150g入）を提供。組合員33社から約200kg集荷し、11月2日に県より一括して配送しました。ガソリンの値上げや台風の影響による野菜等の相当な値上げで、消費動向も沈みがちと考えられ、今もって地方での景気回復は厳しいものと考えます。（梅干）
織 維 ・ 同 製 品	原材料関係は天然繊維は値下がりしているが一方、石油を原料とする化学、合成繊維等は5～10%値上がりしている。値上がり分は製品価格に転嫁できていない。現況としては厳しい。（ニット）
	季節的要因により、若干生産増にはあるが、盛り上がりには欠けている。（織物）
	昨年に比べ、原料が少し高い。売れ行き微減。（手袋）
木 材 ・ 木 製 品	相変わらず受注が伸びず、工場稼働率も鈍い。住宅の洋風化、部屋数の減少により、住宅一軒当たりのドアや障子の使用枚数が減少している、特に和風建具。（建具）
化 学 ゴ ム	原料値上げが続いている。製品への価格転嫁は未達成。（化成品）
窯業・土石製品	現状は変わらず、変化なし。（生コン）
鉄 鋼 ・ 金 属	今年の12月が山かと思われていますが、まだその様子はいかがいせん。（機械金属）

● 非製造業 ●

卸 売 業	10月度の販売実績は前年度より増、但し9月度と対比すれば減少している。毎年でありますが大手建築業者は9月度決算により前倒し完工いたし、設備資材の需要は例月に比べ上昇いたしますが、希望的な変化ではありません。官公庁物件は市町村合併、諸問題を抱え新規計画は少なく、官公庁に重きを置いている設備業者はしんどいと思われます。販売商材としては、セキュリティ、健康関連の商品が増えています。（電設資材）
小 売 業	台風による農産物の被害により、野菜類は軒並み暴騰。品薄のため、給食関係は苦しい。景況は悪い。（日高市場）
	閑寂街（昔は繁華街と言われた町）の集客は少ないが、イズミヤ、パームシティ、シティワカヤマ、近鉄等の大型店は盛況である。（和歌山市） 相変わらずの毎月の報告になりますが、今月は台風と地震の心理的な影響はよく分かりませんが、客足が少ないと感じています。（田辺市）
商 店 街	台風のために青果物が高値、3倍以上。（七曲）
サ ー ビ ス 業	国内旅行は相変わらず悪化、低価格・日帰り志向、個人（少数化）傾向が強まる一方です。その上、今年の大規模台風（自然災害）の多発でキャンセルが相次ぎ、泣き面に蜂の状況です。つい悲観的な見方の要因として、多くの旅館から予約状況が良くないとのこと。（旅館）
	対前年同月比で、宿泊人員（103.0%）、総売上料金（101.8%）、1人当たり消費単価（98.8%）、総宿泊料金（104.7%）、1人当たり宿泊単価（101.7%）。1～10月の宿泊人員で見ると、15年は889,411人、16年は893,861人で4,450人の増（+0.5%）である。県大型キャンペーンも始まり、県内全体では観光客増加が見込まれているが、白浜では前年並み。10月の増加人員は全国小学校校長会の受け入れ人員に合致する。（白浜旅館）
	軽自動車登録がやや上向き気味です。（田辺自動車）
建 設 業	国、県の公共工事の減少により、売上高減。（電気工事）
運 輸 業	燃料の高騰が収益に大きく押し掛かり、経営状態が悪化してきている。（和歌山市）